

## 学校伝染病に係わる登園に関する意見書

下記の疾患に罹患したため、学校保健法施行規則第 20 条にもとづき療養を指示していましたが、伝染のおそれがきわめて少なくなったので、平成 年 月 日 以降の登園が可能であると判断しました。

なお、この意見書を和泉市以外の医療機関で発行してもらう場合、意見書代が必要となる場合があります。

クラス 年齢	歳	氏 名	
-----------	---	--------	--

- |                    |                             |
|--------------------|-----------------------------|
| 1. 麻疹（はしか）         | 9. 腸管出血性大腸菌感染症              |
| 2. 風疹              | 10. 流行性角結膜炎                 |
| 3. 水痘（みずぼうそう）      | 11. 急性出血性結膜炎                |
| 4. 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 12. A群溶血性連鎖球菌咽頭炎（A群溶連菌感染症）  |
| 5. 百日咳             | 13. 感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルスなど） |
| 6. 咽頭結膜熱（プール熱）     | 14. アデノウイルス咽頭炎（アデノウイルス感染症）  |
| 7. 結核              | 15. その他の伝染病                 |
| 8. インフルエンザ         | （病名）                        |

○ その他の伝染病とは、必ずしも感染症法・学校保健法に規定された感染症に限らず、出席停止措置が望ましい疾患すべてが対象となります。

平成 年 月 日

医療機関：

診察医師：

医療機関へお願い

和泉市内の公立保育園・民間保育園・幼児教室では、学校伝染病にかかった子どもが登園するときは、この意見書を提出するよう指導しておりますので、よろしくお願ひします。

（なお、この意見書代については、和泉市医師会に無料で協力を依頼しております。）